

権利と財産を守る「成年後見制度」で備える安心！

お知らせ

「人生の終わりまで、どのように過ごしたいか考えたことがありますか？」「もし、自分でお金や家の管理ができなくなったら頼める先はありますか？」最期まで自分らしく暮らすために活用できる制度として、成年後見制度があります。

成年後見制度…認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、その人らしい生活をサポートする身近な仕組みです。



～例えば、こんなお困りごとありませんか？～

- 離れて暮らす高齢の親が通帳や財布をよくなくすようになって電気代などの支払いが滞っていると連絡が来た…
- 障がいのあるわが子、今は大丈夫だけど将来的に誰に金銭管理を頼めばいいんだろう…？
- 一人暮らしで子どももいないので、もし入院でもしたらどうしたらいいかしら…？

また、将来的に判断能力が低下した時のために備える「任意後見制度」は、元気なうちにあらかじめ自分で選んだ人にサポートを依頼できる制度です。

お問い合わせ先

四万十町地域包括支援センター ☎22-3385
健康福祉課 ☎22-3115

2026年版高知家手帳
ご予約受付中！

お知らせ

ただいま、来年の高知家手帳(2026年版)の購入予約申し込みを受け付けています。

暮らしやビジネスにぜひ活用ください。

- **内 容** 行政区画図、ダイアリー(行事予定表・日記)、資料(県内主要統計表・官庁関係資料・暮らしの各種資料)
※旧暦の記載はありません
- **価 格** ポケット版(9×14.5cm) 価格870円
デスク版(13×21cm) 価格1,090円
- **申込期限** 9月26日(金)



お問い合わせ先

企画課 ☎22-3124
大正地域振興課 ☎27-0111
十和地域振興課 ☎28-5111

「フードドライブ」にご協力を！

お知らせ

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品を指す「食品ロス」。食品ロスを減らすためにできることのひとつが「フードドライブ」です。フードドライブとは、家庭で余っている食品を回収し、必要としている方に寄付する活動のことです。

現在、役場本庁にて「フードドライブ」を実施していますので、ぜひご協力をお願いします。

- **場 所** 四万十町役場西庁舎1階、東庁舎1階
- **実施期間** 8月29日(金)まで
- **受付できるもの**
 - 賞味期限が1か月以上あるもの
 - 常温保存ができるもの
 - 未開封のもの



お問い合わせ先 企画課 ☎22-3124

「医療費のお知らせ」の送付回数が変わります

お知らせ

国民健康保険および後期高齢者医療保険では被保険者が医療機関を受診した際に、負担した医療費を「医療費のお知らせ」で定期的に通知しています。今年度より、通知回数が以下のように変更になります。

【国民健康保険の方】年6回→**3回**になります。

診療月	送付時期
令和7年1月～6月診療分	令和7年9月下旬
令和7年7月～10月診療分	令和8年1月下旬
令和7年11月・12月診療分	令和8年2月下旬～3月上旬

【後期高齢者医療保険の方】年2回→**1回**になります。

診療月	送付時期
令和6年12月～ 令和7年11月診療分	令和8年2月上旬



▲「国保 医療費のお知らせ」

お問い合わせ先 町民課 ☎22-3117

特殊詐欺にご注意ください

お知らせ

全国的にも特殊詐欺が問題となっており、町内においても特殊詐欺に関する相談が増加しています。

最近は電話だけではなく、SNSから特殊詐欺のメッセージなども送られてきます。不審な連絡や心当たりのないところからの連絡には応じないようにしてください。

なお、不安に感じる場合は家族または警察などの関係機関に相談しましょう。



お問い合わせ先 窪川警察署 ☎22-0110

犬・猫の飼い方について

災害発生時、あなたとあなたのペットは安全に避難できますか？災害時に慌てないよう、日ごろからフードやトイレ用品などを備蓄したり、キャリーバッグに入るトレーニングなどをおこなしましょう。

お問い合わせ先 環境水道課 ☎22-3119

「こどもの人権相談」強化週間

お知らせ

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校における「いじめ」や家庭内における「児童虐待」など、こどもの人権問題の解消に向け「こどもの人権相談 強化週間」を定め、電話相談を実施します。児童・生徒の皆さんが安心して相談できるフリーダイヤルですので、学校や家庭、友人関係の悩みごとなど、何でも気軽にご相談ください。

- **実施期間** 8月27日(水)～9月2日(火)
- **受付時間** 8:30～19:00
※土・日は10:00～17:00まで
- **開設場所** 高知地方法務局人権擁護課
(土・日は高松法務局人権擁護部)
- **電話番号** 「こどもの人権110番」
0120-(007)-110(通話無料)
※IP電話からは接続できません
- **取扱内容** いじめ、ネットによる誹謗・中傷、体罰、児童虐待などのこどもをめぐる人権問題
- **その他** 相談は無料、秘密は厳守します。

お問い合わせ先

高知地方法務局人権擁護課
☎088-822-3503